

生食発 0223 第 2 号  
平成 29 年 2 月 23 日

各 検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公印省略)

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 49 号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正されたところですが、改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺憾のないよう配慮願います。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

### 記

#### 第 1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品アルトレノゲスト、農薬イソピラザム、農薬イミシアホス、農薬エトフェンプロックス、農薬エトフメセート、動物用医薬品エリスロマイシン、農薬キノメチオナート、動物用医薬品クロサンテル、農薬サフルフェナシル、農薬 1，3-ジクロロプロペン、農薬シフルメトフェン、農薬ビシクロピロン、動物用医薬品ピペラジン、農薬フルアジホップブチル、動物用医薬品フルメトリン、動物用医薬品ベダプロフェン、動物用医薬品メトクロプラミド、農薬メパニピリム及び動物用医薬品ロメフロキサシンについて、食品中の残留基準値を設定したこと（キノメチオナート及びキノメチオネートは同一の農薬であるため、今後キノメチオナートとして記載し、フルアジホップは今後フルアジホップブチルとして記載する。）（別紙 1 参照）。
- 2 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、残留基準値が設定されている農薬チオメトンについて、食品中の残留基準値を削除したこと（別紙 1 参照）。
- 3 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品イプロニダゾールについて、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定するとともに、既存の「ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法」を削除し、新たに「イプロニダゾール、ジメトリダゾール、メトロニダゾール

及びロニダゾール試験法」を定め、その分析物質をイプロニダゾールにあつてはイプロニダゾール及び1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールとし、ジメトリダゾールにあつてはジメトリダゾール及び2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールとし、メトロニダゾールにあつてはメトロニダゾール及び1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールとし、ロニダゾールにあつてはロニダゾール及び2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールとしたこと。

- 4 法第11条第1項の規定に基づき、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されているカプタホールについて、カプタホール試験法（畜水産物）を定めたこと。
- 5 法第11条第1項の規定に基づき、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されているクロラムフェニコールにおける試験法を改正したこと。

## 第2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。ただし、イプロニダゾール、ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法、カプタホール試験法（畜水産物）並びにクロラムフェニコール試験法については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができ、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例による。

農薬等	食品
アルトレノゲスト	豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の肝臓、豚の腎臓及び豚の食用部分
エトフェンプロックス	とうもろこし、ばれいしょ、かんしょ、てんさい、さとうきび、きゅうり及びえだまめ
エトフメセート	ねぎ、わけぎ、その他のゆり科野菜、その他のせり科野菜、その他のオイルシード、その他のスパイス及びその他のハーブ
エリスロマイシン	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限

	<p>る。)、魚介類 (その他の魚類に限る。)、魚介類 (貝類に限る。)、魚介類 (甲殻類に限る。) 及びその他の魚介類</p>
<p>キノメチオナート</p>	<p>小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、その他のなす科野菜、しろうり、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブ</p>
<p>チオメトン</p>	<p>米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、</p>

	<p>未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
<p>ピペラジン</p>	<p>牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、牛の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつ</p>
<p>フルアジホップブチル</p>	<p>えんどう、そら豆、らっかせい、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、こま</p>

	<p>つな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、キウイー、パパイヤ、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ペカン、その他のナッツ類、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分</p>
フルメトリン	<p>その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの卵</p>
メパニピリム	<p>えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、未成</p>

	<p>         熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、その他のスパイス及びその他のハーブ       </p>
--	---

### 第3 運用上の注意

#### 1 残留基準関係

- (1) 今回残留基準値を設定するイソピラザムとは、イソピラザム (*syn* 体) 及びイソピラザム (*anti* 体) とする。
- (2) 今回基準値を設定するエトフェンプロックスにあつては、「鶏の脂肪」の基準値を鶏の皮膚にも適用し、「その他の家きんの脂肪」の基準値をその他の家きんの皮膚にも適用すること。
- (3) 今回残留基準値を設定するエトフメセートとは、エトフメセート、代謝物 M2 【2, 3-ジヒドロ-3, 3-ジメチル-2-オキシ-ベンゾフラン-5-イル メタンスルホナート】をエトフメセートに換算したもの及び熱酸処理で代謝物 M2 に変換される代謝物 (代謝物 M3 【2-(2-ヒドロキシ-5-メタンスルホニルオキシフェニル)-2-メチルプロピオン酸】及び代謝物 M3 抱合体を含む。) をエトフメセートに換算したものの和とする。
- (4) 今回残留基準値を設定するエリスロマイシンとは、エリスロマイシン A とする。
- (5) エリスロマイシンについては、食品、添加物等の規格基準第1食品の部A食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の設定されていない食品については、本剤を含有するものであつてはならない。
- (6) 「羊」に設定されていたクロサンテルの残留基準値については、基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。
- (7) 今回残留基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン (*E* 体) 及び1, 3-ジクロロプロペン (*Z* 体) の和とする。
- (8) 今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物についてはシフルメトフェンとし、畜産物についてはシフルメトフェン及び代謝物 B-1【 $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-*o*-トルイル酸】をシフルメトフェン含量に換算したものの和とする。
- (9) 今回残留基準値を設定するビシクロピロンとは、ビシクロピロン、代謝物 B 【2-(2-メトキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】

(加水分解により代謝物 B に変換される代謝物を含む。) をビシクロピロンに換算したもの及び代謝物 K【2-(2-ヒドロキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物 K に変換される代謝物を含む。) をビシクロピロンに換算したものの和とする。

- (10) 今回残留基準値を設定するフルアジホップブチルとは、フルアジホップブチル及びフルアジホップ酸(加水分解によりフルアジホップ酸に変換される代謝物を含む。) をフルアジホップブチルに換算したものの和とする。ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップ P ブチルが含まれ、フルアジホップ酸にはフルアジホップ P 酸が含まれるものとする。
- (11) 今回残留基準値を設定するフルメトリンとは、各異性体の和とする。
- (12) 今回残留基準値を設定するフルメトリンにあつては、「鶏の脂肪」の基準値を鶏の皮膚にも適用し、「その他の家きんの脂肪」の基準値をその他の家きんの皮膚にも適用すること。
- (13) 今回残留基準値を設定するメトクロプラミドとは、メトクロプラミド(塩酸酸性条件での加水分解によりメトクロプラミドに変換される代謝物を含む。) とする。
- (14) 今回残留基準値を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体【1-(2-アニリノ-6-メチルピリミジン-4-イル)-2-プロパノール】(抱合体を含む。) をメパニピリムに換算したものの和とする。
- (15) ロメフロキサシンについては、食品、添加物等の規格基準第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の第 1 項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の設定されていない食品については、本剤を含有するものであつてはならない。

## 2 試験法関係

- (1) 今回の告示改正に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 11 条第 3 項の施行に伴う関係法令の整備について」(平成 17 年 11 月 29 日付け食安発第 1129001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) の別添 3 を別紙 2 の新旧対照表のとおり改めること。
- (2) 検体から試験に用いる試料を採取するにあつては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成 17 年 1 月 24 日付け食安発 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) の第 1 章総則の 4. 試料採取に従うこと。

## 3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく農薬イソピラザム及び農薬エトフメセートに係る新規農薬登録並びに農薬イミシアホス、農薬エトフェンプロックス、農薬キノメチオナート、

農薬 1, 3-ジクロロプロペン及び農薬メパニピリムに係る適用拡大のための変更登録並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく動物用医薬品フルメトリン及び動物用医薬品ロメフロキサシンを有効成分とする薬剤に係る承認事項の変更が農林水産省において行われること。

なお、動物用医薬品アルトレノゲスト、農薬イソピラザム、農薬エトフェンプロックス、農薬エトフメセート、農薬サフルフェナシル、農薬 1, 3-ジクロロプロペン、農薬シフルメトフェン、農薬ビシクロピロン、動物用医薬品ピペラジン、動物用医薬品フルメトリン、動物用医薬品ベダプロフェン、動物用医薬品メトクロプラミド及び動物用医薬品ロメフロキサシンに係る試験法については、後日通知する。

## 別紙1

## アルトレノゲスト(ホルモン剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○	0.003
豚の筋肉	● 0.001	0.003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.001	0.003
牛の脂肪	○	0.003
豚の脂肪	○ 0.004	0.003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.004	0.003
牛の肝臓	○	0.003
豚の肝臓	● 0.004	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.004	0.003
牛の腎臓	○	0.003
豚の腎臓	● 0.004	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.004	0.003
牛の食用部分	○	0.003
豚の食用部分	● 0.004	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.004	0.003
乳	○	0.003
鶏の筋肉	○	0.003
その他の家きんの筋肉	○	0.003
鶏の脂肪	○	0.003
その他の家きんの脂肪	○	0.003
鶏の肝臓	○	0.003
その他の家きんの肝臓	○	0.003
鶏の腎臓	○	0.003
その他の家きんの腎臓	○	0.003
鶏の食用部分	○	0.003
その他の家きんの食用部分	○	0.003
鶏の卵	○	0.003
その他の家きんの卵	○	0.003
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○	0.003
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○	0.003
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○	0.003
魚介類（その他の魚類に限る。）	○	0.003
魚介類（貝類に限る。）	○	0.003
魚介類（甲殻類に限る。）	○	0.003
その他の魚介類	○	0.003
はちみつ	○	0.003

## インピラザム(殺菌剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0.6	0.6

イソピラザム(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライ麦	0.2	0.2
その他の穀類	0.2	0.2
はくさい	○ 5	
キャベツ	○ 3	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	
トマト	○ 3	
なす	○ 2	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 1	
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.05	
りんご	○ 5	
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もも	○ 0.2	
あんず (アプリコットを含む。)	○ 5	
すもも (プルーンを含む。)	○ 2	
うめ	○ 5	
いちご	○ 5	
ぶどう	○ 10	
かき	○ 2	
バナナ	0.06	0.06
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01

インピラザム(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

イミシアホス(殺線虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.02	
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.02	0.02
かんしょ	0.01	0.01
やまいも (長いものをいう。)	○ 0.05	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.03	0.03
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	1	1
はくさい	○ 0.1	
キャベツ	○ 0.02	
ごぼう	0.02	0.02
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	
にら	○ 0.02	
その他のゆり科野菜	○ 0.02	
にんじん	0.03	0.03
トマト	0.3	0.3
ピーマン	○ 0.7	
なす	0.3	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.1
すいか	○ 0.1	0.02
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	○ 0.2	
ほうれんそう	○ 0.5	
オクラ	0.03	0.03
えだまめ	○ 0.02	
その他の野菜	○ 0.2	
いちご	0.2	0.2

エトフェンプロックス(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.5	0.5
小麦	0.5	0.5

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	0.5	0.5
ライ麦	0.5	0.5
とうもろこし	● 0.3	0.5
その他の穀類	○ 3	
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.05	0.05
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.05	0.05
ばれいしょ	● 0.05	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.1	0.1
かんしょ	● 0.03	0.1
やまいも (長いものをいう。)	0.1	0.1
てんさい	● 0.3	0.5
さとうきび	● 0.03	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	2	2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	10	10
かぶ類の根	2	2
かぶ類の葉	10	10
はくさい	5	5
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ブロッコリー	○ 10	
その他のあぶらな科野菜	1	1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2
その他のきく科野菜	2	2
ねぎ (リーキを含む。)	2	2
わけぎ	2	2
みつば	5	5
その他のせり科野菜	2	2
トマト	2	2
ピーマン	5	5
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 1	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	1	1
すいか	2	2
メロン類果実	2	2
まくわうり	2	2
その他のうり科野菜	1	1
オクラ	3	3
しょうが	2	2

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	● 3	5
その他の野菜	○ 10	5
みかん	2	2
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	5	5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	2	2
ネクタリン	0.6	0.6
ぶどう	4	4
かき	2	2
マンゴー	5	5
なたね	0.01	0.01
くり	2	2
茶	10	10
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	0.7	0.7
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	7	7
豚の脂肪	7	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7	7
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分	0.5	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5
乳	0.5	0.5
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 1	0.5

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの脂肪	○ 1	0.5
鶏の肝臓	○ 0.06	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.06	0.02
鶏の腎臓	○ 0.06	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.06	0.02
鶏の食用部分	○ 0.06	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.06	0.02
鶏の卵	○ 0.4	0.1
その他の家きんの卵	○ 0.4	0.1
魚介類	0.8	0.8
干しぶどう	8	8

エトフメセート(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	○ 0.3	0.1
たまねぎ	○ 0.3	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	○ 0.3	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
その他の野菜	○ 5	1
その他のオイルシード	●	0.02
その他のスパイス	●	1
その他のハーブ	●	1
牛の筋肉	○ 0.5	0.05
豚の筋肉	○ 0.5	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.05
牛の脂肪	○ 0.5	0.3
豚の脂肪	○ 0.5	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	0.3
牛の肝臓	○ 0.5	0.3
豚の肝臓	○ 0.5	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.3
牛の腎臓	○ 3	0.3
豚の腎臓	○ 3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 3	0.3
牛の食用部分	○ 3	0.3
豚の食用部分	○ 3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 3	0.3
乳	0.2	0.2

エリスロマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.2	0.05
豚の筋肉	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.2	0.3
牛の脂肪	○ 0.2	0.05
豚の脂肪	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	○ 0.2	0.05
豚の肝臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.2	0.3
牛の腎臓	○ 0.2	0.05
豚の腎臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	0.3
牛の食用部分	○ 0.2	0.05
豚の食用部分	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.2	0.3
乳	0.04	0.04
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.1	0.2
鶏の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.1	0.2
鶏の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.1	0.2
鶏の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.1	0.2
鶏の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.1	0.2
鶏の卵	● 0.05	0.09
その他の家きんの卵	● 0.05	0.09
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	●	0.2
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	●	0.2
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.06	0.06
魚介類 (その他の魚類に限る。)	●	0.2
魚介類 (貝類に限る。)	●	0.2
魚介類 (甲殻類に限る。)	●	0.2
その他の魚介類	●	0.2

キノメチオナート(殺ダニ剤・殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1

キノメチオナート(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	●	0.1
その他の豆類	●	0.3
ばれいしょ	●	0.3
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.3
かんしょ	●	0.3
やまいも (長いもをいう。)	●	0.3
こんにやくいも	●	0.3
その他のいも類	●	0.3
てんさい	●	0.3
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.3
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.3
かぶ類の根	●	0.3
かぶ類の葉	●	0.3
西洋わさび	●	0.3
クレソン	●	0.3
はくさい	●	0.3
キャベツ	●	0.3
芽キャベツ	●	0.3
ケール	●	0.3
こまつな	●	0.3
きょうな	●	0.3
チンゲンサイ	●	0.3
カリフラワー	●	0.3
その他のあぶらな科野菜	●	0.3
ごぼう	●	0.3
サルシフィー	●	0.3
アーティチョーク	●	0.3
チコリ	●	0.3
エンダイブ	●	0.3
しゅんぎく	●	0.3
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.3
その他のきく科野菜	●	0.3
たまねぎ	●	0.3
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.3
にんにく	●	0.3
にら	●	0.3
アスパラガス	●	0.3
わけぎ	●	0.3
その他のゆり科野菜	●	0.3
にんじん	●	0.3

キノメチオナート(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パースニップ	●	0.3
セロリ	●	0.3
みつば	●	0.3
その他のせり科野菜	●	0.3
トマト	0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1.0
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	●	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	0.02	0.02
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.5	0.5
ほうれんそう	●	0.3
たけのこ	●	0.5
オクラ	0.5	0.5
しょうが	●	0.3
未成熟いんげん	●	0.3
えだまめ	●	0.3
マッシュルーム	●	0.3
しいたけ	●	0.3
その他のきのこ類	●	0.3
その他の野菜	0.5	0.5
みかん	● 0.1	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.7	0.5
レモン	○ 0.7	0.5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.5
グレープフルーツ	○ 0.7	0.5
ライム	○ 0.7	0.5
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.5
りんご	○ 0.5	0.2
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.5	0.5
びわ	0.5	0.5
もも	0.5	0.5
ネクタリン	0.5	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	0.5	0.5
すもも (プルーンを含む。)	0.5	0.5
うめ	0.5	0.5
おうとう (チェリーを含む。)	0.5	0.5

キノメチオナート(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	0.5	0.5
ラズベリー	●	0.3
ブラックベリー	●	0.3
ブルーベリー	●	0.3
クランベリー	●	0.3
ハックルベリー	●	0.3
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	0.05	0.05
バナナ	●	0.3
キウイ	●	0.3
パパイヤ	●	5.0
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.3
グアバ	●	0.3
マンゴー	●	0.3
パッションフルーツ	●	0.3
その他の果実	●	0.3
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.3
くり	●	0.3
ペカン	●	0.3
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.02
その他のスパイス	○ 5	0.5
その他のハーブ	● 0.2	0.5

クロサンテル(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 1	1.0
羊の筋肉	<del>1</del>	1.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 2	<del>2</del>
牛の脂肪	○ 3	3.0
羊の脂肪	<del>3</del>	2.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	<del>2</del>
牛の肝臓	○ 1	1.0
羊の肝臓	<del>1</del>	1.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	<del>2</del>
牛の腎臓	○ 3	3.0
羊の腎臓	<del>3</del>	5.0

クロサンテル(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 5	
牛の食用部分	○ 3	1
羊の食用部分		5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	

サフルフェナシル(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.6	0.03
大麦	○ 1	0.03
ライ麦	0.03	0.03
とうもろこし	0.03	0.03
そば	0.03	0.03
その他の穀類	0.03	0.03
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.3	0.3
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
さとうきび	○ 0.05	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	
未成熟えんどう	0.03	0.03
未成熟いんげん	0.03	0.03
えだまめ	0.03	0.03
その他の野菜	0.01	0.01
なつみかんの果実全体	0.03	0.03
レモン	0.03	0.03
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.03	0.03
グレープフルーツ	0.03	0.03
ライム	0.03	0.03
その他のかんきつ類果実	0.03	0.03
りんご	0.03	0.03
日本なし	0.03	0.03
西洋なし	0.03	0.03
マルメロ	0.03	0.03
ネクタリン	0.03	0.03
あんず(アプリコットを含む。)	0.03	0.03
すもも(プルーンを含む。)	0.03	0.03
うめ	0.01	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	0.03	0.03
ぶどう	0.03	0.03

サフルフェナシル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
バナナ	0.03	0.03
マンゴー	0.03	0.03
その他の果実	○ 0.03	0.01
ひまわりの種子	1	1
ごまの種子	0.5	0.5
べにばなの種子	1	1
綿実	0.2	0.2
なたね	0.6	0.6
その他のオイルシード	1	1
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.03	0.03
ペカン	0.03	0.03
アーモンド	0.03	0.03
くるみ	0.03	0.03
その他のナッツ類	0.03	0.03
コーヒー豆	0.03	0.03
その他のスパイス	0.01	
牛の筋肉	○ 0.02	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	0.01
牛の脂肪	○ 0.04	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.04	0.01
牛の肝臓	○ 50	0.8
豚の肝臓	0.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 50	0.8
牛の腎臓	0.3	0.3
豚の腎臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3
牛の食用部分	0.3	0.3
豚の食用部分	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3
乳	0.01	0.01

1, 3-ジクロロプロペン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.01	0.01
らっかせい	0.01	0.01
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01

## 1, 3-ジクロロプロペン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
やまいも (長いものをいう。)	0.01	0.01
こんにゃくいも	0.01	0.01
てんさい	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.01	0.01
かぶ類の根	0.01	0.01
かぶ類の葉	0.01	0.01
はくさい	0.01	0.01
キャベツ	0.01	0.01
ケール	0.01	
こまつな	0.01	0.01
きょうな	0.01	0.01
チンゲンサイ	0.01	0.01
その他のあぶらな科野菜	0.01	
ごぼう	0.01	0.01
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	0.01
その他のきく科野菜	0.01	0.01
たまねぎ	0.01	0.01
ねぎ (リーキを含む。)	0.01	0.01
にんにく	0.01	0.01
にら	0.01	0.01
わけぎ	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	0.01	0.01
にんじん	0.01	0.01
パセリ	0.01	0.01
セロリ	0.01	0.01
みつば	0.01	0.01
トマト	0.01	0.01
ピーマン	0.01	0.01
なす	0.01	0.01
その他のなす科野菜	0.01	0.01
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.01	0.01
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.01	0.01
しろうり	0.01	0.01
すいか	0.01	0.01
メロン類果実	0.01	0.01
まくわうり	0.01	0.01
その他のうり科野菜	0.01	0.01
ほうれんそう	0.01	0.01
オクラ	0.01	0.01
しょうが	0.01	0.01
未成熟えんどう	0.01	
未成熟いんげん	0.01	0.01

## 1, 3-ジクロロプロペン(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
えだまめ	0.01	0.01
その他の野菜	0.01	0.01
いちご	0.01	0.01
その他のハーブ	0.01	0.01
ミネラルウォーター類	0.02	0.02

## シフルメトフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
やまいも(長いものをいう。)	0.2	0.2
その他のきく科野菜	25	25
トマト	○ 0.4	
ピーマン	5	5
なす	2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.5	0.5
その他の野菜	70	70
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	○ 0.4	
びわ	0.3	0.3
もも	0.2	0.2
ネクタリン	2	2
あんず(アプリコットを含む。)	10	10
すもも(プルーンを含む。)	1	1
うめ	10	10
おうとう(チェリーを含む。)	10	10
いちご	2	2
ぶどう	3	3
その他の果実	2	2
ぎんなん	0.01	

## シフルメトフェン(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くり	0.01	
ペカン	0.01	
アーモンド	0.01	
くるみ	0.01	
その他のナッツ類	0.01	
茶	15	15
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	0.05	0.05
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	0.01	

## チオメトン(殺虫剤・ダニ駆除剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02

## チオメトン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ		0.01
さといも類 (やつがしらを含む。)		0.01
かんしょ		0.01
やまいも (長いものをいう。)		0.01
こんにゃくいも		0.01
その他のいも類		0.01
てんさい	●	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.2
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	●	0.1
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1

## チオメトン(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.3
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類	●	0.1
その他の野菜	●	0.1
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05

## チオメトン(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
あんず (アプレコットを含む。)	●	0.05
すもも (プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	●	0.05
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05
ホップ	●	0.2
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.1
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05

## チオメトン(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05

## ビシクロピロン(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.03	

## ピペラジン(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.05

ピペラジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	● 0.03	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.09	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	● 0.2	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	● 0.3	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	○ 0.5	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 3	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	● 0.03	0.1
その他の家きんの筋肉	●	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	●	0.1
鶏の肝臓	● 0.08	0.1
その他の家きんの肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	○ 0.6	0.1
その他の家きんの腎臓	●	0.1
鶏の食用部分	○ 0.6	0.1
その他の家きんの食用部分	●	0.1
鶏の卵	●	2
その他の家きんの卵	●	2
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(その他の魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(貝類に限る。)	●	0.05
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.05
その他の魚介類	●	0.05
はちみつ	●	0.05

## フルアジホップブチル(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 3	1
小豆類	5	5
えんどう	● 0.2	5
そら豆	● 0.2	5
らっかせい	● 2	5
その他の豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	● 0.05	0.5
やまいも (長いものをいう。)	● 0.05	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	● 0.2	0.5
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.2	0.2
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	2	2
芽キャベツ	●	2
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	1
カリフラワー	●	1
ブロッコリー	1	1
その他のあぶらな科野菜	●	1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	0.2
チコリ	●	0.2
エンダイブ	●	6
しゅんぎく	●	0.2
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜	●	0.2
たまねぎ	● 0.3	0.5

## フルアジホップブチル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	● 0.3	0.5
にら	●	0.1
アスパラガス	3	3
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	● 1	2
パースニップ	●	0.5
パセリ	●	0.2
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.2
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	● 0.05	0.1
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.2
たけのこ	●	0.5
しょうが	●	0.5
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	● 0.1	0.1
その他の野菜	●	0.5
みかん	● 0.05	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.05	0.1
レモン	● 0.05	0.1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	● 0.05	0.1
グレープフルーツ	● 0.05	0.1
ライム	● 0.05	0.1
その他のかんきつ類果実	● 0.05	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	● 0.05	0.1

## フルアジホップブチル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
西洋なし	● 0.05	0.1
マルメロ		0.01
びわ		0.01
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず (アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも (プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.1
バナナ	0.1	0.1
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.02
パイナップル	0.05	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.5
ごまの種子	●	0.5
べにばなの種子	●	0.5
綿実	●	0.5
なたね	●	0.5
その他のオイルシード	●	0.5
ペカン	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.1
コーヒー豆	0.1	0.1
ホップ	●	0.05
その他のスパイス	● 0.3	0.5
その他のハーブ	●	1
牛の筋肉	● 0.03	0.05
豚の筋肉	● 0.03	0.05

フルアジホップブチル(続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.03	0.05
牛の脂肪	● 0.03	0.05
豚の脂肪	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.03	0.05
牛の肝臓	● 0.03	0.05
豚の肝臓	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.03	0.05
牛の腎臓	● 0.03	0.05
豚の腎臓	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.03	0.05
牛の食用部分	● 0.03	0.05
豚の食用部分	● 0.03	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.03	0.05
乳	● 0.03	0.05
鶏の筋肉	● 0.02	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.05
鶏の脂肪	● 0.02	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.02	0.05
鶏の肝臓	● 0.04	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.04	0.05
鶏の腎臓	● 0.04	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.04	0.05
鶏の食用部分	● 0.04	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.04	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05

フルメリン(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.2	0.01
豚の筋肉	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.06
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	○ 0.05	0.04
豚の肝臓	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.02	0.06
牛の腎臓	○ 0.05	0.03
豚の腎臓	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.06

フルメトリン(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	○ 0.05	0.03
豚の食用部分	○	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.02	0.1
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	● 0.01	0.03
その他の家きんの筋肉	○	0.005
鶏の脂肪	○ 0.6	0.03
その他の家きんの脂肪	○	0.005
鶏の肝臓	● 0.01	0.03
その他の家きんの肝臓	○	0.005
鶏の腎臓	● 0.01	0.03
その他の家きんの腎臓	○	0.005
鶏の食用部分	● 0.01	0.03
その他の家きんの食用部分	○	0.005
鶏の卵	○ 0.03	0.03
その他の家きんの卵	●	0.03
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(その他の魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(貝類に限る。)	○	0.005
魚介類(甲殻類に限る。)	○	0.005
その他の魚介類	○	0.005
はちみつ	○ 0.005	0.005

ベダプロフェン(抗炎症薬)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.1

メクロプラミド(整胃腸剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.03	0.03
豚の筋肉	○ 0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.005
牛の脂肪	○ 0.03	0.03

メクロプラミド(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.005
牛の肝臓	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.005
牛の腎臓	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.005
牛の食用部分	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.005
乳	0.005	0.005
鶏の筋肉	○	0.005
その他の家きんの筋肉	○	0.005
鶏の脂肪	○	0.005
その他の家きんの脂肪	○	0.005
鶏の肝臓	○	0.005
その他の家きんの肝臓	○	0.005
鶏の腎臓	○	0.005
その他の家きんの腎臓	○	0.005
鶏の食用部分	○	0.005
その他の家きんの食用部分	○	0.005
鶏の卵	○	0.005
その他の家きんの卵	○	0.005
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(その他の魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(貝類に限る。)	○	0.005
魚介類(甲殻類に限る。)	○	0.005
その他の魚介類	○	0.005
はちみつ	○	0.005

メパニピリム(殺菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.5	0.5
えんどう	●	0.5
そら豆	●	0.5
らっかせい	●	0.5
その他の豆類	●	0.5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 3	
ねぎ(リーキを含む。)	10	10

メパニピリム(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	5	5
ピーマン	○ 5	
なす	5	5
その他のなす科野菜	●	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 1	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	● 2	5
しろうり	●	5
すいか	● 0.5	2
メロン類果実	● 0.1	2
まくわうり	●	2
その他のうり科野菜	●	5
未成熟えんどう	●	2
未成熟いんげん	●	2
えだまめ	●	2
その他の野菜	●	5
みかん	● 0.1	0.2
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	2	2
日本なし	● 1	2
西洋なし	● 1	2
マルメロ	●	2
びわ	● 0.05	2
もも	2	2
ネクタリン	●	2
あんず (アプリコットを含む。)	●	20
すもも (プルーンを含む。)	●	20
うめ	●	20
おうとう (チェリーを含む。)	●	20
いちご	10	10
ラズベリー	● 5	20
ブラックベリー	●	20
ブルーベリー	●	20
クランベリー	●	20
ハックルベリー	●	20
その他のベリー類果実	●	20
ぶどう	15	15
かき	2	2
バナナ	●	2
キウイ	●	2
パパイヤ	●	2

メパニピリム(続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	● 1	2
パッションフルーツ	●	2
なつめやし	●	20
その他の果実	●	20
その他のスパイス	● 10	20
その他のハーブ	●	5

ロメフロキサシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.005	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.005	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.005	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.03	

脚注

※○：平成29年2月23日適用（規制緩和の品目）

●：平成29年8月23日適用（規制強化の品目）

- 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、エリスロマイシン及びロメフロキサシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- 今回残留基準値を設定するイソピラザムとは、イソピラザム(*syn*体)及びイソピラザム(*anti*体)の和とする。
- 今回残留基準値を設定するイプロニダゾールにあつては、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定することから、全ての食品において本剤を含有するものであってはならないこと。

- 今回残留基準値を設定するエトフメセートとは、エトフメセート、代謝物M2【2,3-ジヒドロ-3,3-ジメチル-2-オキソベンゾフラン-5-イル メタンスルホナート】をエトフメセートに換算したものと及び熱酸処理で代謝物M2に変換される代謝物(代謝物M3【2-(2-ヒドロキシ-5-メタンスルホニルオキシフェニル)-2-メチルプロピオン酸】及び代謝物M3抱合体を含む。)をエトフメセートに換算したものの和とする。
- 今回残留基準値を設定するエリスロマイシンとは、エリスロマイシンAとする。
- 「羊」に設定されているクロサンテルの残留基準値については、基準値を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。
- 今回残留基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン(*E*体)及び1, 3-ジクロロプロペン(*Z*体)の和とする。
- 今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物についてはシフルメトフェンとし、畜産物についてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-*o*-トルイル酸】をシフルメトフェン含量に換算したものの和とする。
- 今回残留基準値を設定するビスクロピロンとは、ビスクロピロン、代謝物B【2-(2-メキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む)をビスクロピロンに換算したものと及び代謝物K【2-(2-ヒドロキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Kに変換される代謝物を含む)をビスクロピロンに換算したものの和とする。
- 今回残留基準値を設定するフルアジホップブチルとは、フルアジホップブチル及びフルアジホップ酸(加水分解によりフルアジホップ酸に変換される代謝物を含む。)をフルアジホップブチルに換算したものの和とする。ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップPブチルが含まれ、フルアジホップ酸にはフルアジホップP酸が含まれるものとする。
- 今回残留基準値を設定するフルメトリンとは、各異性体の和とする。
- 今回残留基準値を設定するメクロプラミドとは、メクロプラミド(塩酸酸性条件での加水分解によりメクロプラミドに変換される代謝物を含む。)とする。
- 今回残留基準値を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体【1-(2-アニリノ-6-メチルピリミジン-4-イル)-2-プロパノール】(抱合体を含む。)をメパニピリムに換算したものの和とする。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

改正後			現行		
食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について			食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について		
(略)			(略)		
一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界			一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界		
農薬等名	検出限界 (ppm)	備考	農薬等名	検出限界 (ppm)	備考
2, 4, 5-T	0.05	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	2, 4, 5-T	0.05	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
オラキンドックス※1	0.001		オラキンドックス※1	0.001	
カルバドックス※2	0.001		カルバドックス※2	0.001	
カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クレンブテロール	0.00005		クレンブテロール	0.00005	
クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm	クロラムフェニコール	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm
クロルスロン	0.001		クロルスロン	0.001	
クロルプロマジン	0.0001		クロルプロマジン	0.0001	
ジエチルスチルベストロール	0.0005		ジエチルスチルベストロール	0.0005	
イプロニダゾール※4	0.0001		(新設) イプロニダゾール	(新設)	
ジメトリダゾール※5	0.0002		ジメトリダゾール	0.0002	
メトロニダゾール※6	0.0001		メトロニダゾール	0.0001	
ロニダゾール※7	0.0002		ロニダゾール	0.0002	

ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
$\alpha$ -トレンボロン	0.002	
$\beta$ -トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※8	0.001	
フラゾリドン※9	0.001	
フラルタドン※10	0.001	
ブロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※11	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。
- ※4 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※5 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※6 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※7 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※8 ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
- ※9 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。

ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
$\alpha$ -トレンボロン	0.002	
$\beta$ -トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※3	0.001	
フラゾリドン※4	0.001	
フラルタドン※5	0.001	
ブロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※6	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- ※3 ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
- ※4 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※5 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

※6 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。